# 小売物価統計調査 調査実施者 説明資料

令和2年7月3日 総務省統計局

## Ⅱ 小売物価統計調査(基幹統計調査)の変更

- 1 今回申請された変更
- (2) 選定基準に基づく調査品目の変更等

# (論点)

○ 廃止される品目は、選定基準(動向編)に照らしてどのような状況か。また、 POS情報等で代替する品目は、実際に代替可能か。

#### (回答)

今回廃止を予定している35品目のうち、15品目は家計消費支出上重要度が低くなった品目(選定基準iに該当しない品目)、12品目は消費者物価指数の中分類においてより代表性の高い品目が他に存在し、それとの入替えを行う品目(選定基準iiに該当しない品目)である。各品目の選定基準(参考1)に照らした廃止理由は下表のとおり。

表1 選定基準に照らした品目の廃止理由

廃止理由	品目数	品目
家計消費支出上重要度が低く なったため 【選定基準 i に該当しないため】	15品目	ゆで沖縄そば、塩辛、ポーク缶詰、にがうり、とうが、グレープフルーツ、沖縄そば(外食)、台所用密閉容器、出産入院料、固定電話機、幼稚園保育料、携帯型オーディオプレーヤー、ビデオカメラ、記録型ディスク、辞書
消費者物価指数の中分類において、より代表性の高い品目が他に存在するため 【選定基準iiに該当しないため】	12品目	もち米 (⇒シリアル)、果物缶詰 (⇒ナッツ)、整理だんす (⇒ソファ)、室内時計 (⇒クッション)、毛布 (⇒敷きパッド)、防虫剤 (⇒漂白剤)、男児用ズボン及び女児用スカート (⇒子供用ズボン)、電子辞書 (⇒タブレット端末※)、文化施設入場料 (公立)及び文化施設入場料 (独立行政法人)(⇒文化施設入場料)、写真プリント代 (⇒写真撮影代)  *括弧内は当該中分類においてより代表性が高く、入替えを行う品目 (これらの品目追加については、2019年8月に総務大臣承認済)

<sup>※</sup>消費者物価指数作成においてPOS情報を活用する品目

#### 参考1 小売物価統計調査(動向編)の品目の選定基準(抜粋)

「調査品目」の選定については、以下の $i \sim iii$ に掲げる基準により判断することとし、原則として、全ての基準に該当する品目を「調査品目」とする。

- i) 家計消費支出上、重要度が高い品目
- ii) 中分類指数(注) の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
- iii) 円滑な価格取集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目 (注) 消費者物価指数の中分類指数を指す。
- i ) の説明

「重要度が高い」とは、直近の家計調査の家計簿の記載内容を分析して特別集計を行った結果、家計消費支出に占める割合が、原則として1万分の1以上である場合をいう。ただし、直近1年において、経済的又は社会的な特殊要因により、当該品目の消費量が著しく変化(増加又は減少)している場合などは、1万分の1以上又は未満であっても、当該特殊要因や社会情勢等を考慮した上で、iの基準への該当性を判断する。

#### ii) の説明

(中略) 一方で、中分類のうち、<u>以下の①から③に該当するものについては、ii) に該当しないものと</u>して品目を把握しないこととする。

① 当該中分類において、より代表性の高い品目が他に存在し、それとの入替えを行う場合

一方、POS情報等で代替する8品目のうち、5品目(テレビ、ビデオレコーダー、カメラ、パーソナルコンピュータ及びプリンタ)については、平成12年(2000年)から既にPOS情報を活用して一部品目に関し統計を作成している実績も踏まえ、試算等を重ねた上で、安定的に統計作成可能なことを確認している。

また、3品目(宿泊料、航空運賃及び外国パック旅行費)については、平成28年(2016年)以降、ウェブスクレイピングによる試験的な取集及び試算、関係企業からのヒアリング等を重ねて実施し、安定的に価格収集・統計作成が可能であることを確認している。いずれにおいても、インターネット販売価格の採用拡大や、豊富なデータを用いた統計精度向上などが可能となるものであり、これまでの品目を代替できると考えている。なお、これらの取組については、統計委員会による平成30年度統計法施行状況に関す

なお、これらの取組については、統計委員会による平成30年度統計法施行状況に関する審議において、適当との結論が得られている(参考2)。

参考 2 平成 30 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(第Ⅲ期基本計画関連分)(令和元年 9 月 30 日総務省統計委員会)抄

- Ⅱ 第Ⅲ期基本計画への取組状況に関する審議結果
- 2 消費者物価指数の次期基準改定に向けた対応

第Ⅲ期基本計画では、消費者物価指数の次期基準改定に向けて、総務省が、(中略) インターネット 販売価格の採用の可否を検討し、平成30年度(2018年度)までに結論を得ることとされている。

(2) 取組状況に対する評価、今後の方向性等

(中略)

また、旅行サービス関連の品目(航空運賃、外国パック旅行費及び宿泊料)についてはウェブスクレイ ピング技術を活用することにより、テレビなどの教養娯楽用耐久財についてはPOSデータを活用する ことにより、インターネット販売価格を採用することは、近年のインターネット販売拡大に対応するもの であり、かつ、新たな調査負担を課さずに効率的に価格を取集できると見込まれることから、適当であ る。

## (論点)

○ 追加される品目は、選定基準(構造編)に照らしてどのような状況か。

## (回答)

今回追加する「生理用ナプキン」は、次のとおり、選定基準に全て合致している。

- i)動向編において通年調査している品目
  - ⇒通年調査している品目である。
- ii) 天候等によって大きく価格変動が生じない品目
  - ⇒生鮮食品ではない。
- iii)消費生活上の重要度が比較的高い品目
  - ⇒2015年基準の消費者物価指数におけるウエイト(万分比)が「8」である。
- iv)継続的に円滑な価格取集が可能な品目
  - ⇒2019 年動向編調査において、統計局長が指示する銘柄の価格取集率が 100%であり、 調査員が安定的に調査することができる品目である。
- v) 消費者の買い回りの範囲が狭い品目
  - ⇒専ら居住している地域で購入していると考えられる品目である。
- vi) 直近の消費者物価地域差指数において、地域間の価格差があると判断される品目
  - ⇒価格差(2018年消費者物価地域差指数算出時の都道府県別の変動係数)が、地域別価格差調査の対象ではない品目の中で最大であるとともに、現行の調査品目と同水準である。

## (論点)

○ 名称の変更により調査の実施や利活用で何か影響は生じるか。

#### (回答)

今回名称を変更する「化粧石けん」は、固形の石けんに限らず液体石けんも含めた石けんをカバーする品目としていた。しかしながら、業界団体による定義では「化粧石けん」は固形の石けんを指すところ、民間のPOS情報によれば、ハンドソープなどの液体石けんが、直近において消費が急増している状況が確認された。

このため、名称を「手洗い用石けん」に変更することにより、石けんの形態によらず、より代表性のある商品を調査できるようにするものであり、この変更により調査の 実施や利活用に影響を与えるものではないと考えている。

## (論点)

○ POS情報を活用する品目について、さらに品目を拡充する余地はないか。

# (回答)

今回、消費者物価指数においてPOS情報等を活用する予定の品目は、第Ⅲ期基本計画においてインターネット販売価格の採用拡大が求められていることを踏まえ、インターネット販売が進展し、必要となるPOS情報等が入手可能なものについて、優先的に取組を進めたものである。今後、他の品目についても、こうした視点を踏まえ、消費者物価指数への採用可能性について、研究を継続して参りたい。

また、後述(3)における、店舗形態別及び銘柄別価格調査から移行する予定のPOS 情報等による分析についても、店舗形態別や銘柄別の分析において有用と考えられ、必 要なPOS情報等が入手可能な品目については、その活用を検討して参りたい。

# (3) 構造編の店舗形態別及び銘柄別価格調査をPOS情報等の活用による分析に移行 (論占)

○ 現時点においてPOS情報等を活用した分析をどのように行うことを予定しているか

#### (回答)

POS情報を用いて、これまでの店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査と同様に、 食料品や日用品などについて、店舗形態別、銘柄別の価格差を分析することを予定して いる。

店舗形態別については、品目ごとに、販売額上位の商品のPOS情報を用いて、店舗形態別の価格を指数化し、価格水準を比較分析する。食品についてはスーパー及びコンビニ別\*、日用品などについてはスーパー、ドラッグストア及び量販専門店別を中心に比較することを想定している。

また、銘柄別については、同一の品目で異なる銘柄ごとに価格を指数化して、価格水 準を比較分析する。

これらの結果は、小売物価統計調査の年報に参考掲載することを想定している。

POS情報の活用により、これまでの調査員調査に比べて、品目や商品の選定を機動的に行うことや、対象品目の拡充などが可能となることも踏まえ、より有用な情報提供に向けて、引き続き検討・分析を進める予定である。

※ 構造編の「店舗形態別価格」では、食品について一般小売店とスーパーの比較をしているが、近年 一般小売店の販売額は減少傾向となっていること、コンビニの販売額が増加傾向にあること等から、 比較対象とする店舗形態として一般小売店を対象外とし、コンビニを新たに採用する。

## (論点)

○ 基幹統計としない理由は何か。

## (回答)

昨年度に内閣官房統計改革推進室が作成した「統計利活用リスト」に基づき、店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査の結果について、各府省における活用状況を照会したところ、活用されていないことが確認できた。また、WEB検索によっても政策に利用されている事例は見当たらない。

また、一般の利用について、e-Stat 掲載結果表の利用実績を見ると、動向編の結果 表に比べて少なくなっている。

このことから、POS情報による新たな分析についても、同様の利活用状況が想定される。また、これらの分析は、市場で販売されているPOS情報のみで行うことが可能なことから、民間研究機関等においても実施可能である。

以上のことから、重要な統計として総務大臣が指定する基幹統計にはなじまないと考えている。

# e-Stat 利用実績(平成27年~令和元年)

調査 [集計] 名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	累計
小売物価統計調査(構造編) [店舗形態別価格]	1,669	1,609	1,703	1,132	1,189	7,302
小売物価統計調査(構造編) [銘柄別価格]	996	1,001	1,036	673	806	4,512
【参考】 小売物価統計調査(動向編)年次結果第1表	66,456	68,996	60,412	35,572	40,534	271,970

注) 利用実績とは、e-Stat 掲載の統計表について、各調査の[集計] ごとに、各統計表へのアクセス件数を足し上げたもの。

## (論点)

○ 結果利活用上の支障は生じないか。

# (回答)

上述のとおり、店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査の結果は、政策利用がなく、 一般の利用も少なくなっている。

-----

また、POS情報により、これまでと同様の分析を行うことから、特段の支障は生じないと考えている。

## (4)調査方法の変更

## (論点)

○ 調査担当者の変更時期を調査システムの切り替え時期に合わせるのはなぜか。

#### (回答)

小売物価統計調査では、調査品目ごとに調査担当者(統計調査員、都道府県又は総務省)を定めている。

このうち、調査員調査品目及び都道府県調査品目については、「小売物価統計調査システム」を用いて調査データの送受信を行っており、当該システムについて、令和2年11月から令和3年2月にかけて、新システムに切り替える予定である。当該システム切替は、旧システムから新システムにデータを段階的に移行する必要があるとともに、新たに総務省調査品目の調査データを当該システムにおいて管理する変更を予定しており、工程が複雑になっている。

今回、「携帯電話機」の調査担当者を調査員から総務大臣に変更する予定であるが、当該システム切替を万全に行い、毎月の調査を確実に実施するために、システム切替実施年の翌年(令和4年)1月に調査担当者の変更を行うこととするものである。

## (論点)

○ 家賃調査において世帯と事業所の回収割合の変化はどのように推移しているのか。また、事業所の方が確実に回収できる根拠及び想定する効果は何か。

#### (回答)

現行の家賃調査においては、報告義務者である「世帯」が不在等により調査できない場合に、「事業所」を調査することとしている。しかしながら、家賃調査において統計調査員が聞き取っている対象について、その状況を確認したところ、平成18年(2006年)においては、世帯が40.0%、事業所が57.5%であったのに比べ、平成29年(2017年)においては、世帯が10.2%、事業所が89.7%となっており、近年は事業所の割合が大きくなっている。このことから、事業所の方が回答を得やすくなっていると考えている。

一方で、現行では事業所は報告義務者ではないことから、統計調査員からは、事業所 からの協力を得にくいケースがあるとの報告も受けている。

以上のことから、報告義務者を「事業所」へ変更することで、実査環境の整備による確 実な回答の確保や調査員の負担軽減に資するものと考えている。

## (5)集計事項の変更

# (論点)

○ 集計事項の見直しによる利活用上の支障は生じないか。

#### (回答)

動向編「主要品目の年平均価格(市町村別)」のうち人口 15 万未満の市及び町村に係る集計(2表及び3表)、構造編(地域別)「年平均価格(市町村別)」の集計(2-1表、2-2表及び3表)は、政策利用が確認できていないこと、一般の利用も、他の結果表に比べて少なくなっていることから、見直しによる利活用上の特段の支障はないと考えている。

小売物価統計調査 結果表(年報) e-Stat アクセス件数

	表番号	表名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
小売物価額	統計調査(動向	權)					
	1表	調査品目の月別価格及び年平均価格【県庁所在市及び人口15万以上の市】 約560銘柄	66,456	68,996	60,412	35,572	40,534
	2表	調査品目の年平均価格【人口5万以上15万未満の市】 約210銘柄	3,357	3,496	2,868	1,241	1,935
	3表	調査品目の年平均価格【人口5万未満の市及び町】 約161銘柄	3,190	3,201	2,488	993	1,454
小売物価額	統計調査(構造	種)					
	地域差指数						
	1表	10大費目別消費者物価地域差指数(全国平均=100) - 全国, 地方, 都道府県, 都道府県庁所在市及び政令指定都市		5,030	6,497	5,552	5,193
	2-1表	調査品目の地域差指数算出用年平均価格(算術平均)— 全国. 地方. 都道府県		1,856	2,142	1,465	1,491
	2-2表	調査品目の地域差指数算出用年平均価格(調和平均) — 全国, 地方, 都道府県	924	944	1,117	747	836
	3表	調査品目の年平均価格 - 構造編88調査市	1,808	1,893	2,113	1,535	1,651

#### (論点)

○ 集計事項の見直しに伴い、調査の効率的実施のために、調査対象地域も見直 す必要はないか。

# (回答)

今回、平均価格の表章を取りやめる予定の市町村については、全国・都市階級別の 消費者物価指数や、都道府県別の地域差指数を作成するにあたって、全国を代表する 市町村として調査している。

これらの市町村において取集した価格は、必要な復元倍率を乗じた上で、消費者物価指数や地域差指数の作成に用いていることから、これらの地域における調査は継続する必要があると考えている。

以上